

# 熊本県水産業振興関係補助事業

(水産振興課分)

実施要領

## 【赤潮被害緊急対策事業】

# 赤潮被害緊急対策事業実施要領

(趣旨)

第1条 赤潮被害緊急対策事業（以下「本事業」という。）の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 本事業は、赤潮により大規模な被害を受けた養殖業者の速やかな事業再建を促し、養殖業の早期回復を図るために実施する。

(事業内容等)

第3条 本事業の事業内容、補助事業者及び補助率は別表1のとおりとする。

(中間魚等購入の採択基準)

第4条 本事業のうち、別表1の「1 中間魚等購入支援」において対象となる魚介類及び補助の要件は別表2のとおりとする。

(補助金等の交付申請)

第5条 要項第3条に規定する「事業計画書」は、別記第1号様式によるものとする。

(事業の推進)

第6条 関係漁業協同組合は、本事業の円滑かつ的確な実施に努めるとともに、中間魚の供給及び漁場環境改善に取り組んだ養殖業者の経営の維持に関して、適正な指導等を行うものとする。  
2 市町は、補助事業者として、関係漁業協同組合による本事業の適正な推進が図られるよう指導するとともに、事業実施後の効果の把握に努めるものとする。

(補助事業等の内容等の変更)

第7条 要項第5条に規定する「事業変更計画書」は、別記第1号様式によるものとする。

(補助金交付決定前着手)

第8条 要項第9条の「補助金等交付決定前着手承認申請書」は、別記第2号様式によるものとする。

(事業の完了)

第9条 要項第13条第2項第1号に規定する「補助事業等実績報告書」は、別記第1号様式によるものとする。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年（2023年）10月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年（2024年）4月1日から施行する。

別表 1

事業内容	補助事業者	補助率
<p><b>1 中間魚等購入支援</b></p> <p>市町が漁業協同組合を経由して行う、赤潮被害を受けた養殖業者等に対する支援に要する経費のうち、次に掲げるものについて補助を行う</p> <p>(1) 中間魚等購入</p> <p>赤潮被害を受けた養殖業者がへい死した養殖魚介類(養殖共済対象魚介類に限る)に代えて購入する中間魚等の購入費及び運搬費の補助に要する経費</p> <p>※中間魚の魚種毎の購入費用から生産費相当額(購入費用に対して参考資料1に示す魚種毎の生産費相当割合を乗じた額)を控除した額を補助対象経費として算出。</p> <p>※中間魚の購入数量は、市町に報告のあった赤潮被害によるへい死数量以下とし、購入金額は被害金額以下とする。ただし、へい死した養殖魚等と異なる魚種の中間魚等を購入する場合(以下、魚種転換という。)は、上記にかかわらず、被害尾数に参考資料2に示す係数を乗じた購入数量を上限とする。同様に、種苗を購入する場合は被害尾数に参考資料3に示す係数により割り戻した購入数量を上限とする。</p> <p>(2) 漁業協同組合が行う事業実施に要する事務費の補助に要する経費</p>	市町	<p>(1) 2分の1以内。</p> <p>ただし、県が補助する額は、市町が漁業協同組合を経由して各養殖業者に対して補助する額の2分の1を上限とし、かつ、養殖業者ごとに中間魚の購入及び運搬に要する経費から生産費相当額を控除した額の6分の1(令和5年度に発生した赤潮被害に限り、養殖業者が新型コロナウイルス感染拡大による売り上げ減少、原油価格及び物価高騰の影響を受ける場合においては4分の1)を上限とする。</p> <p>(2) 2分の1以内。</p>
<p><b>2 漁場環境保全活動</b></p> <p>赤潮発生を抑制するために行う、底質環境改善に資する海底耕耘等の経費について補助を行う</p>	熊本県海水養殖漁業協同組合	定額

## 別表 2

### 1 対象となる魚介類及び補助の要件

市町が行う補助のうち、以下の要件に該当するもの。

対象となる魚介類	補助の要件
かんぱち、しまあじ	補助を受ける養殖業者の被害数量(各年級群)が養殖数量(同年級群)の15%以上であること。
まだい	補助を受ける養殖業者の被害数量(各年級群)が養殖数量(同年級群)の30%以上であること。
かわはぎ、はまち、とらふぐ、くろまぐろ	補助を受ける養殖業者の被害数量(各年級群)が養殖数量(同年級群)の60%以上であること。

### 2 補助を受けることができる事業者は以下の3点を満たす者とする。(第1号様式その2)

- (1) 赤潮の発生に対して、餌止めや赤潮防除剤の散布等の被害回避のための適正な対応を行ったこと。
- (2) 次年度に養殖するすべての魚について、養殖共済に加入すること。
- (3) 漁業経営セーフティネット構築事業に加入すること。

別記第1号様式その1（第5条、第7条、第9条関係）

赤潮被害緊急対策事業実施計画書（又は変更計画書・実績書）

(注)本様式は、別表1の「1 中間魚等購入支援」に該当する場合に使用すること。

1 事業の目的

2 事業実施期間

3 事業計画（又は実績）

区分	内訳	事業実施主体名	事業量
中間魚等購入	(1) 中間魚等購入		
	(2) 事務費		

4 経費の配分

(1) 中間魚等購入に係る経費

(単位：千円)

区分	被害額 (a)	事業に要する (した) 経費 (b) (a ≥ b)	負担区分			積算基礎 又は内訳
			県費	市町費	自己資金 (共済金含む)	
中間魚等購入						
合計						

(2) 事務費

(単位：千円)

区分	事業に要する (した) 経費	負担区分		積算基礎又は内訳
		県費	市町費	
事務費				
合計				

5 事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）

(注) 変更に係る部分については二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載してください。

## 6 個人別購入計画（又は変更計画書・実績書）

※へい死数は市町へ報告した数とする。

(No. )

業者名 (魚種) (年魚)	被害 金額 (円) (≥b)	へい死数数 【尾・個】 (≥a)	へい死率 (%)	購入(予定)魚種、購入 (予定)尾数【尾・個】 (a)及び導入(予定)元	購入(予定)魚の年 齢(年魚)及び重さ (kg)	購入(予 定)金額 【円/尾・ 個】 (b)	生産費 相当額対象 額 【円】 (c)	補助対象 経費 【円】 (d=b-c)
業者名： (魚種： ) ( 年魚)				魚種 ( ) 尾数 ( ) 導 入 元 ( )	( 年魚) ( kg)			
業者名： (魚種： ) ( 年魚)				魚種 ( ) 尾数 ( ) 導 入 元 ( )	( 年魚) ( kg)			
業者名： (魚種： ) ( 年魚)				魚種 ( ) 尾数 ( ) 導 入 元 ( )	( 年魚) ( kg)			
業者名： (魚種： ) ( 年魚)				魚種 ( ) 尾数 ( ) 導 入 元 ( )	( 年魚) ( kg)			
合 計								

※直近の事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合は、事業内容の概要を記載した書類）を添付すること。

## 7 集計表

魚種 (年魚・尾)	補助対象経費 (円)	備考
【魚種 (年魚)】 (尾)		
【魚種 (年魚)】 (尾)		
【魚種 (年魚)】 (尾)		
【魚種 (年魚)】 (尾)		
【魚種 (年魚)】 (尾)		
【魚種 (年魚)】 (尾)		
【魚種 (年魚)】 (尾)		
【魚種 (年魚)】 (尾)		
【魚種 (年魚)】 (尾)		
合計 (円) (補助対象経費合計)		

合計 (円) (補助対象経費合計)	新型コロナウイルス感染拡大による売上げ減少、原油価格及び物価高騰の影響による前年度と比較した収入減少の見込みの有無	補助率 (県+市町)	市町補助金額 (円)
		1/3 以内、1/2 以内	

合計 (円) (市町補助金額)	補助率 (市町に対する補助率)	県補助金額 (円) (市町に対する補助金額)
	1/2 以内	



## 確約書

私は、中間魚等購入事業を利用するに当たり、赤潮発生に対して、餌止めや赤潮防除剤の散布等の被害回避のための適正な対応を行ったとともに、来年度養殖予定の魚種について、赤潮被害緊急対策事業実施要領別表2-2(3)のとおり養殖共済及び漁業経営セーフティネット構築事業に加入することを確約します。

なお、確約に違反した場合、即時に別記第1号様式その1(第5条、第7条、第9条関係)の支援事業の適応を取り消されても何ら異議はありません。

### 記

#### 1 養殖共済の加入内容

来年度養殖予定の魚種					
契約割合(%)					
加入期間(年)					

※加入予定の内容を記載してください。

令和 年 ( 年) 月 日  
熊本県知事 様

住 所  
氏 名 印

別記第1号様式その3（第5条、第7条、第9条関係）

赤潮被害緊急対策事業実施計画書（又は変更計画書・実績書）

(注)本様式は、別表1の「2 漁場環境保全活動」に該当する場合に使用すること。

1 事業の目的

2 事業実施期間

3 事業計画（又は実績）

区分	実施主体	実施海域	実施時期	実施規模	備考
漁場環境 保全活動					

4 経費の配分

(単位：千円)

区分	事業に要する経費	負担区分		積算基礎 又は内訳
		県費	その他	
漁場環境保全 活動				
合計				

5 事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）

(注) 変更に係る部分については二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載してください。

番 号  
年 月 日

熊本県知事 様

（申請者）所在地  
団体名  
代表者 職  
氏名

印

令和 年度（事業名）交付決定前着手承認申請書

（注）本様式は、「2 漁場環境保全活動」において必要な時に使用すること。

令和 年度（事業名）に係る下記事業について、交付決定前に着手したいので、別記条件を了承のうえ、承認いただきたく申請します。

記

- 1 指令前に着手する内容
- 2 指令前に着手する金額
- 3 着手予定年月日
- 4 交付決定前着手を必要とする事由

別記 条件

- 1 交付決定通知を受理するまでの間に天災地変等の事由により、実施した事業に損失を生じたときの損失は、事業実施主体の負担とすること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額に満たない場合においても、異議の申立をしないこと。
- 3 事業の着手から交付決定通知を受理するまでは、事業の計画変更を行わないこと。

参考資料 1 補助対象額の算出方法（円/尾・個）

魚種名	年齢	生産費相当割合 (%)	購入上限額
はまち	1	70	被害額及び被害尾数を（※1）上限とする。
	2	68	
まだい	1	72	
	2	73	
	3	66	
とらふぐ	1	68	
	2	66	
	3	67	
かんぱち	1	75	
	2	70	
	3	72	
しまあじ	1	72	
	2	65	
	3	71	
かわはぎ	-	70	
真珠 (あこやがい)	1	報告単価(※1)の	
	2	70%	

※1 被害額及び被害尾数は、各市町が被害報告の際に県に報告したものとする。

※2 種苗については、年齢1の生産費相当割合に準じる。

参考資料 2 魚種転換に係る換算表

へい死魚	換算係数									
	魚種転換を予定している魚種									
	はまち	かんぱち	まだい	とらふぐ	ひらまさ	まあじ	しまあじ	まさば	かわはぎ	くろまぐろ
はまち	-	1.67	3.82	5.37	1.00	42.29	3.02	10.36	14.30	0.02
かんぱち	0.60	-	2.29	3.22	0.60	25.38	1.81	6.21	8.58	0.01
まだい	0.26	0.44	-	1.41	0.26	11.08	0.79	2.71	3.75	0.01
とらふぐ	0.19	0.31	0.71	-	0.19	7.88	0.56	1.93	2.66	0.004
ひらまさ	1.00	1.67	3.82	5.37	-	42.29	3.02	10.36	14.30	0.02
まあじ	0.02	0.04	0.09	0.13	0.02	-	0.07	0.25	0.34	0.0001
しまあじ	0.33	0.55	1.26	1.78	0.33	14.00	-	3.43	4.73	0.01
まさば	0.01	0.16	0.37	0.52	0.01	4.08	0.29	-	1.38	0.002
かわはぎ	0.01	0.12	0.27	0.38	0.07	2.96	0.21	0.73	-	0.001
くろまぐろ	51.23	85.39	195.49	275.13	51.23	2166.67	154.76	530.61	732.39	-

※ 本換算表は、同年齢の魚種で魚種転換を行う場合について示す。

参考資料 3 種苗導入に係る換算表

へい死魚の 年齢	換 算 係 数						
	はまち	かんぱち	まだい	しまあじ	とらふぐ	かわはぎ	くろまぐろ
1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	-
2	0.87	0.92	0.87	0.81	0.63	-	0.90
3	0.86	0.90	0.84	0.77	0.57	-	0.83

※ 換算係数は、各魚種、各年齢の種苗導入後の生残率を含む割合を示す。

※ 赤潮でへい死した魚の代替魚として、同魚種での種苗を導入する場合、市町に報告したへい死尾数に、当該換算表に該当する換算係数を徐した尾数を購入上限尾数とすることができる。